

小作争議調査表

No. 62

(月報番號 第七八號)

(昭和九年五月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
京都府 仲津村 古宮上垣	地主 池田 利雄 小作人 松下 武雄	小作人 關係團體 ナシ	地主が自作の田に法地を留まり小作人と法地を要するに付、小作人が法地を耕作し、地主が耕作を止め、小作人が耕作を再開するに付、地主が耕作を止め、小作人が耕作を再開するに付、地主が耕作を止め、小作人が耕作を再開するに付、	土地返還要求	地主、秋耕に付、小作人が地主の田に秋耕を初め、地主は秋耕を止め、小作人は秋耕を再開するに付、地主は秋耕を止め、小作人は秋耕を再開するに付、地主は秋耕を止め、小作人は秋耕を再開するに付、
發生	終熄	昭和九年五月十三日	昭和九年七月十八日		
種類面積	小作人	ナシ	四三反九畝十二歩		

備考

五、納入口毎年度翌年一月二十日迄、
六、天候地質等不可致による、耕作要
求を断絶し、耕作を中止し、地主は之を
放棄の処分を檢見し、耕作を中止し、協
調會
七、地主が自作の田に法地を留め、小作
人、小作人が地主の田に秋耕を初め、
地主は秋耕を止め、小作人は秋耕を再開
するに付、地主は秋耕を止め、小作人は
秋耕を再開するに付、地主は秋耕を止め、
小作人は秋耕を再開するに付、地主は秋
耕を止め、小作人は秋耕を再開するに付、
九、示條納入金、場合毎に地主に返還し、
納入金、
。地主が耕作一切を停止する事。